

令和4年3月

いしかわ新型コロナ対策認証制度
認証飲食店各位

いしかわ新型コロナ対策認証制度事務局

「いしかわ新型コロナ対策認証制度」更新申請手続きについて

日頃より、「いしかわ新型コロナ対策認証制度」の実施について、ご理解ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、皆様ご存じの通り「いしかわ新型コロナ対策認証制度」では、その質を担保するため、認証に1年という有効期間を設けております。(実施要綱第8条)

つきましては、期間満了後も引き続き認証を希望される場合、その2か月前までに更新申請が必要となりますので(実施要綱第10条)、お手続きをお願い致します。

「いしかわ新型コロナ対策認証制度」の有効期間満了日は各店ごとに異なります。

例) 認証日 : R3. 6. 14 有効期間満了日 : R4. 6. 13 →R4. 4. 13 までに要申請

申請後に現地調査を行いますので、更新手続きには一定の日数が必要となります。年度末のご多忙時に誠に恐縮ではございますが、お早めにご申請くださいますようお願い致します。

郵送のほか、認証ホームページからのオンライン申請も可能ですので、ぜひご活用ください。

よくある質問については、Q&AをHPに掲載しております。このほか、ご不明点などございましたらお気軽にお問い合わせください。

なお、認証を更新されない場合は、満了日以降に認定書およびステッカーの撤去をお願い致します。

オンライン申請

いしかわ新型コロナ対策認証制度ホームページ

<https://ishikawa-anshin-ninsyou.jp/>



更新申請・お問い合わせ

(送付先) いしかわ新型コロナ対策認証制度事務局

〒920-0901 金沢市彦三町 2-1-45 むさしビル

電話 076-262-6170 9時30分～17時30分(平日のみ受付)